

令和元年度第1回岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の概要

1 開催日時

令和元年10月2日（水）午前10時から11時55分まで

2 開催場所

岩手県庁12階 特別会議室

3 出席者

(1) 委員（6名出席）

渡辺 正和 委員長、石川 奈緒 委員、磯田 朋子 委員、及川 昌彦 委員、佐藤 善男 委員、
山田 佳奈 委員

(2) 県側出席者

（出納局）永井副局長兼総務課総括課長、今入札課長

（県土整備部）大久保建設技術振興課総括課長

（医療局）尾形主幹兼総務担当課長

ほか抽出工事説明職員

4 開会

事務局から開会を宣言し、定足数を充足しており会議が成立することを報告した。

5 挨拶

（永井副局長兼総務課総括課長）

県出納局永井と申します。よろしくお願ひ申し上げます。

令和元年度第1回岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

まずもって本日、御出席の6名の委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、当委員会に御出席いただきまして大変ありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

県の組織改編がございまして、県営建設工事の入札制度等に関する業務が昨年度までの県の総務部から出納局に移管されております。これに伴いまして、本委員会に関する業務も今年度から出納局において実施することとなっておりますけれども、本委員会の役割、審議の内容、委員の皆様にお願ひすることについては、これまでどおり同様に運用してまいりたいと考えているところでございます。

本日の委員会では、平成30年12月から今年度令和元年7月までの契約工事などについて、御審議いただくわけですが、最近の県営建設工事の発注や入札状況等をかいつまんで御説明申し上げますと、大震災津波の発災以降、年間を通じた契約額ベースでは、「復旧・復興工事」が「その他工事」の契約額を上回って推移してまいったところですが、平成29年度から「その他工事」が「復旧・復興工事」を上回る状況となっているものでございます。

一方で、入札不調は、平成25、26年度をピークに減少傾向にございましたけれども、平成29年度から平成28年大きな被害をもたらしました台風第10号災害の復旧工事が本格化したことに伴いまして不調が上昇に転じているという状況でございます。本年度につきましても現時点ですが高い水準で

推移しているという状況でございます。

今後も、入札動向を注視いたしまして、県関係部局等と連携を図りながら、的確に対応してまいりたいと考えているところでございます。

本日、委員の皆様にご審議いただき、様々な御意見等を踏まえまして、工事入札契約制度を確実に運用してまいりたいと考えてございます。これに伴いまして復興推進や社会資本整備などの今後の取り組みに活かしてまいりたいと考えてございますので、忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが開会の御挨拶とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

6 議事

(1) 部会委員の指名について

議事(1)「部会委員の指名」についてですが、当委員会には「苦情調査審議部会」と「談合等調査審議部会」が設置されておりますが、「苦情調査審議部会」委員の沢田委員が辞任され、欠員となっております。

部会委員は委員会条例第6条第2項の規定により、委員長が指名することとされておりますので、苦情調査審議部会の委員には、及川委員を指名します。

どうぞよろしくお願いいたします。

(2) 岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会運営規程の一部改正について

【事務局から説明】

岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会運営規程の改正概要について(資料No. 1)

【渡辺委員長】

ただいま事務局から説明がありましたが、御質問、御意見はありますでしょうか。

(質疑等なし)

それでは、承認とさせていただきます。

(3) 県営建設工事に係る入札及び契約手続の運用状況等について

【事務局から説明】

ア 入札方式別発注工事の状況について(資料No. 2～6)

イ 指名停止等の措置状況について(資料No. 7)

【質疑等】

【山田委員】

御説明ありがとうございました。低入札について認識を改めました。

それに関わるのですが、低入札というのは一定の傾向が続いているかと存じますが、気になったところがございます。資料No. 3-1の20ページ目ですが、随意契約で上から2番目のところの落札率が56.96%ということで約半分、5割ちょっとという、今まであまりこういう落札率は拝見したことがないのですが、何か特別な事情というものがあるのかなと気になったもので、御存じでしたら教えていただければと思います。

(事務局)

ちょっと落札率が低いというところはありませんけれども、随意契約につきましては、基本的に先ほど申し上げた低入札調査の適用がございません。

それぞれの公所の中で設計、積算をして随意契約にあてるわけでございますが、その中で落札率が低くても施工ができるかどうかというのは、実施する工事所管公所が契約する中で審査するものと理解しておりますので、今回、この工事は緊急性があるって実施したということではございますが、積算の中身につきましては、工事所管公所が審査した上で、契約を締結しているものと認識してございます。

【山田委員】

緊急ということで諸事情はあるかと思いますが、工事の中身は御覧いただいているということで分かりました。

(4) 抽出工事に関する競争入札参加資格の設定方法等について

【渡辺委員長】

それでは、議事(4)「抽出工事に関する競争入札参加資格の設定方法等について」の審議を行います。

今回、審議の対象となる工事については、沢田委員に抽出いただく予定でしたが、4月10日に沢田委員が辞任されましたので、本日出席予定者の中からお名前の50音順による輪番制により、山田委員に抽出していただいております。抽出工事について山田委員から報告をお願いします。

ア 抽出工事の選定について報告(資料No.8)

【山田委員】

それでは御報告申し上げます。事務局からの資料を基に9月9日に対象工事の抽出を行いました。

抽出した工事は、それぞれ、資料No.3から資料No.5までの工事のうちから選定し、WTO対象工事の一般競争入札から1件、条件付一般競争入札の予定価格1億円以上から1件、同じく予定価格1億円未満から1件、随意契約から1件といたしました。

抽出にあたりましては、予定価格が比較的大きく、落札率が高いあるいは低いものの中から、総合評価落札方式、価格方式、工事業種のバランスを考慮し、抽出いたしました。

以上により、お手元の資料No.8のとおり4件の工事を抽出いたしましたので報告申し上げます。

※以下、抽出工事に係る案件について審議

【担当部局から説明】

イ 大船渡港永浜地区海岸防潮堤(その2)工事(資料No.9)

【質疑等】

【佐藤委員】

工事名なのですから、「その2」というのは、「その1」があるわけですか。

(事務局)

はい、「その1」がございまして。「その1」は近接の場所で、既に別の時期に工事を行っております。今回は、場所が近接で違うのですが「その2」という工事の設定と伺っております。

【佐藤委員】

「その1」をやった業者が無効になっているということはないのですか。先ほどの資料9の16ペ

ーじに無効とありますが、その中に「その1」の工事の業者は入ってないのですか。

(事務局)

手元に「その1」の業者の資料がございませんので、分かりかねます。

【佐藤委員】

工事名を見ると「その1」とか「その2」とか「その6」まである工事もあるので、関連している工事だと思うのですが、「その1」から「その6」までの入札過程の中でどういう入札が行われているのか、「その1」の業者が「その2」の工事ではどういう評価、扱いになっているのか、「その1」から「その6」までであった中でどういう判断をされるのか、判断要素となるのかその辺を確認したいと思ってお聞きします。

(事務局)

この永浜の「その1」につきましては、少しお時間をいただきまして、この会議が終わるまでに状況を調べて、「その1」の受注業者が「その2」の時にどういう状況にあったかということは御報告させていただきたいと思えます。

基本的に、工事の規模にもよるのですが、工事の中身が同じような種別であれば入札の設定条件も同じになる場合が多いですが、参入するかどうかは、業者の経営上の判断もありまして、必ずしも近接の工事だから同じ業者がとるとは限らない場合もございますし、ケースバイケースになるかと思えますので、確認をさせていただいてから御報告申し上げたいと思えます。

【渡辺委員長】

やはり、無効になっているところが非常に気になりまして、16ページです。

複数の入札者が無効になっているというところで、先ほど、説明の中で資料の提出がなかったということでしたけれども、資料の提出がない理由というのはどういうものなのでしょう。

(事務局)

施工体制確認型は、先ほど、説明の時に低入札の発生に非常に効果があると申し上げたのですが、調査基準価格を下回る入札を施工体制確認型でしますと、施工体制が本当に大丈夫かどうか、この金額で大丈夫かどうか、様々な10種類とか15種類ぐらいの資料を3日ぐらいで出していただくこととなります。

その中で施工体制の組織上のことも考えているか、下請に出すような工事であれば下請業者から見積りをもらってちゃんと工事ができるようにしているか、資材の確保の関係が十分に配慮された上で出しているのかなど、説明のための資料を3日ぐらいで出していただくということで、この作業がかなり大変というのがありますし、説明もかなり大変だと言われてございます。

そこでうまく説明ができないと、その金額で入れたという理由が明らかでないという判断になりますので、一般的にそういった説明の手間とか、根拠を求められるのを非常に嫌がる傾向があって、提出してはみても100%、それが認められる保障も全くないものですから、資料を出さないという選択をされるところがほとんどだというように聞いております。

ですので、無効という表示があるのですが、そういった取り扱いで遠慮される傾向がありますので、このようになっているものだと考えております。

【渡辺委員長】

入札した業者の方から苦情のようなものはないのですか。煩雑すぎるというような。

(事務局)

今まではそういうことはないです。入札したからには、入札金額が適正で、これで施工できると

いうことを説明してくださいということで、国の方でもそのような制度をとっており、本県でも国の制度に倣った形での入札方式をとっておりまして、これまで苦情等を頂戴した例はございません。

【渡辺委員長】

ありがとうございました。

[担当部局から説明]

ウ 一般国道 343 号藤橋塗装塗替（その 2）工事（資料 No. 10）

[質疑等なし]

[担当部局から説明]

エ 岩手県立磐井病院・南光病院屋上防水改修工事（No. 11）

[質疑等]

【渡辺委員長】

入札制度に関するところではないのですが、改修工事をするようになったのはなぜですか。

（医療局）

磐井・南光病院は、平成 16、17 年あたりに新築になった建物として、そこからだいたい 14 年、15 年たっているのですが、屋上防水の経年劣化で、次に改修するというタイミングが 15 年経過してから状況を見てしていくということで、今回、磐井・南光病院が経年劣化を見て工事をするという形になりました。

【渡辺委員長】

雨漏りがしたとかそういうことではなく、定期的なものということですね。

（医療局）

はい。

[担当部局から説明]

オ 一般国道 107 号美土里橋橋梁補強工事（No. 12）

[質疑等]

【佐藤委員】

8 者に見積りの案内をして 1 者のみが見積書を出すというのはよくあるケースでしょうか。

（大船渡地域振興センター）

ケースによって様々ですが、もともと一般競争入札として公告をしてありますので、8 者を選定した場合には、これまで同種の工事の実績のある業者に御案内を差し上げたということになりますので、参加する意思があれば、一般競争入札の際に参加があったものだろうと想像されるところですが、実際に参加いただけるかというのは、その都度の結果次第ということになります。

イ 大船渡港永浜地区海岸防潮堤（その 2）工事（資料 No. 9）

【渡辺委員長】

それでは、1 件目に戻りまして佐藤委員からの質問について、回答をお願いします。

（事務局）

永浜の防潮堤工事の「その2」と「その1」の関係についてでございましたが、「その2」工事は資料の9の16、17ページに入札調書がございます。

「その1」工事というのは、隣接しているところの工事でございますが、16ページの上から9番目の株式会社本間組が受注業者ということで決定いたしております。ただ、今回は「その2」工事についてもこの業者は参加申し込みをしたわけでございますけれども、入札した結果、低入札になったということで、施工体制確認型の調査に関しては、資料を出さないという意思をこちらに連絡してきましたので無効になったということで、「その2」については、別の業者が落札業者となっているということになります。

「その1」と「その2」については、所管課の方から補足で説明させていただきます。

(河川課)

「その1」と「その2」工事は隣接しておりまして、準備が整ったところからまず発注できる分をとということで、「その1」工事でまず発注しまして、その後、また、今回の3つの工区を合わせたものを「その2」として、準備が整ったということで順次、発注したという形となっております。

【佐藤委員】

工事の内容、性質は一緒なのですか。

(河川課)

防潮堤の型式としますと、今回の3工区、ページでいいますと28ページのこのような防潮堤の型式の工事になります。

【佐藤委員】

「その1」も「その2」も工事の内容、性質、技法、技量、技術という観点からいえば、ほぼ同様の工事と思っても構わないでしょうか。

(河川課)

はい。

【佐藤委員】

わかりました。

【渡辺委員長】

関連して質問なのですが、「その1」の工事を担当した業者としては、「その2」の工事をする場合に共通となる費用、仮設とか休憩所だとかそういった設置が必要なくなるので、低入札価格になるというのは自然なことなのかなという気もするのですが、そういうところは評価されないものなのでしょうか。

(事務局)

共通の部分で節減できる経費があるかと思っておりますけれども、そういったところを施工体制確認型の中で、資料を御提出いただいて御説明いただき、なるほどというような説明であれば全然問題ないのですが、資料を提出いただく段階で、業者の方から提出はしませんという申し出でしたので、そこを御説明いただいてクリアできれば、私どもの方は何ら問題ないわけですが、その部分が申込者からなかったという認識をしております。

【石川委員】

今の質問に関連してですが、説明の書類を3日間ぐらいで提出しなければならないというお話でしたが、かなり大変な資料だということなので、もう少し延ばすというような御検討はされているのでしょうか。他の県とかの状況も似たような形でやっているのかということをお教えしてく

ださい。

(事務局)

施工体制確認型は、御説明したとおり国の実施方法を本県でも準じて実施しておりますので、基本的には国の実施方法と同じ形でやらせていただいております。

他県の部分につきましては、全部の情報を持っているわけではありませんので、資料の提出の期限がどのように設定されているか詳細を把握しているわけではございませんけれども、委員からいただいた御意見を含めてどのように検討すればよいのか研究させていただきたいと思っております。

【渡辺委員長】

今の件、よろしくをお願いします。

(5) 県営建設工事に係る入札の取りやめの状況及び落札率について

【事務局から説明】

県営建設工事に係る入札の取りやめ状況及び落札率について (資料 No. 13、14)

【質疑等】

【石川委員】

資料 13 の取りやめ状況についてですけれども、平成 27 年、28 年度で少し落ち着いてきて、震災の工事がだいぶ落ち着いてきた後に台風 10 号が発生して増えているのですが、これがどれくらいまで続くかという、台風 10 号の復旧のたい目途はついていのでしょうか。

(事務局)

発注につきましては、災害復旧工事ですと発災の年度からおおよそ 3 か年ぐらいで、大きなものは発注するという方向にございますので、それでいきますと昨年度で大きな工事は発注したのかなと思っておりますが、県単でやるような災害復旧でありますとかそういったものは、所管部局に照会してその都度把握はしていますけれど、まだ全部なくなったわけではございません。

件数はだんだん下がってきていますので、件数の下がり方とともに不調の割合が下がってくる可能性も十分に考えられますし、ここにつきましては、引き続き状況をみながら考えていきたいと思っております。

【石川委員】

平成 22 年度の入札では、取りやめ件数がすごく少ないですね。震災前の状況かとは思いますが、たぶん震災があって増えていって、今後はこれからどんどん減っていくので、建設業の方は大変なのかなと思うのですが、あと 1 年くらいはそういう工事があるということで、災害がなければ減っていくという状況でしょうか。

(事務局)

はい。

【山田委員】

全体にかかってくるようになりますが、今もお話ありました自然災害ですとか、今年も台風が全国的に発生しております。

自然災害はこちらで止めようがないので、我々は常にリスクを持っているかと思うのですが、いろいろなインフラのところ、先ほども橋梁の延命措置というところを伺いましたが、道路にしても、そういったインフラがそろそろ更新期に入ってくるということで理解しております。

これまでも常態的に補修等は続けてこられたかとは思いますが、いわゆる更新期というのが本県

の場合は、こういった見通しとといいますか、どれくらいかかってくるものなのか、これから自然災害及びベースのところダブルでかかってくるということについて、見通しや予想、あるいは計画等があれば教えていただけるとありがたいです。

(事務局)

震災工事の発注がだんだん減ってきて、災害も今後、発生する都度、そういう対応があるのかと思いますが、今後、災害復旧の工事が減っていく中で、いわゆる通常の工事、維持補修とかそういった更新工事の部分が必要になってくるのではないかとことは言われてきてございます。その中で、国の方でも国土強靱化の対策を進めながら現在も3か年計画というようなことで県土整備部等を中心として、その強靱化に向けた維持補修の関係などに重点を置いていかなければならないというのは私どもの方でも聞き及んでいるところでございます。

県でも公共施設の更新計画というものを総務部で立てておまして、その全体の計画を踏まえてそれぞれの部門で、例えば、県土整備部であれば道路とか橋梁でありますとか様々なインフラの設備がありますので、それをどのように更新していくかということそれぞれの工事所管部局の中で、維持更新のための部門別計画を作りながら進めていくという流れにはなってきてございます。

部門別計画を改めてやりながら、PDCAサイクルを回してどのように、県の予算の状況も踏まえながら、どのように適切に更新をしていくかということ全体を進めていくという流れで、今後、進んでいくものと考えてございます。

【山田委員】

大きな話になりますけれども、技術者の方の人員不足、資材不足というのも前から言われてきたところでございますが、オリンピックの工事が落ち着けば変わってくるかもしれませんが、かといってやはり災害ですとかいろいろ予測不可能なことが出てくることを考えたときに、どのようにしたら工事がうまくいくのか、現場の方が入ってきやすいのかといった見通しや計画、難しいとは思いますが、そういった大きなところとの絡みというのはどうしても考えざるを得ないと思います。

各部局でいろいろ更新の計画を立てているということで承知いたしました。

【石川委員】

今後、工事が減っていきますよね。そうすると県の中の建設業の方々もどんどん仕事がなくなっていくという状況になると思うのですね。

今年作った「いわて建設業振興中期プラン」の委員をやらせていただいて、そこでもいろいろお話を聞いたのですが、今日の低入札がどういう地域にあるのかなと見ると沿岸の方が多いようなイメージがありまして、沿岸の方の建設会社も人材不足に悩んでいると聞いています。

そういった中でこれから工事が減っていくと建設業者もどんどん減らざるを得ないという状況になってくると、もし、自然災害が起きたときに最初に動いてくれるのは地元の業者ですし、除雪もやっていただいているというところがあるので、県全体を包括できるくらいの建設業者がきちんと健全に工事をやって、皆さんが生活できるようにというか、そういったことも念頭に入れながら総合の計画を立てていただけるといいのかなと、個人的に感じたところです。

入札のことについても地域の表彰を受けた人にはポイントがついていたりしますけれども、もっとあげた方がいいのではないかと、賞を受けた分についてはもっと加点してもいいのではないかと、地域に貢献しているところにもっとポイントをあげた方がいいのではないかなど、入札のところのポイントで、もっと地域の業者を上にしてあげるというか、業者を健全に運営してもらおうというようなそういうことがどこかでできないかなと感じているので、検討していただければと思います。

(建設技術振興課)

地域の維持管理や災害対応を担っている建設業者をもう少し評価したらいいのではとのことですが、我々もそのような認識でおりまして、総合評価の方でもそういった部分を反映するようにはしているのですが、今後、様々な事業投資が下がっていったりとか、そういったいろいろな面を含めて総合評価の項目なども少しずつ見直していきたいと考えております。

県では先ほどありましたように公共施設の総合管理計画とか国土強靱化岩手県計画を作っておりまして、その計画を着実に進めるように我々も取り組んでまいりますし、進める上で建設業の皆様方の力が必要でありますので、建設業振興中期プランの中で建設投資額を確保するとかそういった目標を掲げてともに取り組んでいきたいということで計画策定させていただいておりますので、引き続き、そういった振興を進めていきたいと考えているところでございます。

【渡辺委員長】

ありがとうございました。貴重なご意見だと思いますので、業務執行の参考にしていただきたいと思います。

7 その他

(事務局)

渡辺委員長には、長時間にわたり議事を進行いただき、ありがとうございました。

4の「その他」でございます。

委員の皆様から何かございますか。

それでは事務局から申し上げます。

当委員会の委員の任期でございますけれども、12月11日までとなっております。定例の委員会は今回が最後ということでございます。

部会で調査が必要な事案が発生した場合は御対応いただきますが、このような会は今回で最後でございます。

平成29年12月から2年間にわたり、本委員会におきまして様々な貴重な御意見、御提言いただきました。本当にありがとうございます。この場をお借りいたしまして深く感謝を申し上げます。

8 閉会

以上をもちまして、岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の一切を終了いたします。ありがとうございました。